

監査結果公表第7号

地方自治法第242条第1項の規定により令和7年1月7日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を決定したので、次のとおり公表する。

令和7年2月27日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

第1 請求

1 請求人

住所 四日市市波木町110番地1

氏名 外井 智廣

住所 四日市市小杉新町136番地

氏名 前田 和子

2 請求の要旨

「令和7年1月7日付け四日市市職員措置請求書」及び請求人への聞き取りに基づくこと、概ね以下のような要旨であると解される。

四日市市はり・きゅう・マッサージ事業支援費（以下、「支援費」という。）の支給にあたり、四日市市視覚障害者協会（以下、「協会」という。）を通じて施術者から請求された内容に事実と異なる不実記載があり、それに基づいて公費の支出が行われている。

はり・きゅう・マッサージ利用券（以下、「利用券」という。）の使用は、1回の施術につき1枚のみとされているが、請求人は施術者から2枚の使用を勧められ、実際に2枚の利用券を施術者に提出した。このうちの1枚が、請求人が施術を受けていない日付に施術があったものとして市に請求が行われ、公費の支出が行われた。

具体的には、令和6年3月4日と同月18日に2枚ずつ利用券を使用している。利用券1枚に対する公費負担額は1,000円であり、2回分の合計2,000円が不正に請求された額である。

それ以外にも、施術者から1回の施術で複数の利用券を使用できるとした不正行為の誘導を受けているほか、実際に施術を受けた日とは異なる日付での請求が行われている。

また、こうした問題について担当の障害福祉課に相談を行っているものの適切な対応がされず、不正が行われている証拠を取得するために行った情報開示請求においては、書類の順序を作為的に入れ替えて開示されるなど、妨害行為を受けている。

よって、四日市市長（以下、「市長」という。）に対し、以下の措置を請求する。

- ① 協会に対し、不正請求分の2,000円の返済を求めること。
- ② 支援費の差し止めを行うこと。
- ③ 障害福祉課職員の背任行為に対して処罰を行うこと。

3 請求の受理

本件請求は、令和7年1月7日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年1月7日付け職員措置請求書及び請求人の陳述から、支援費の支出の一部について、違法又は不当な公金の支出であるかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

以下の1部局1課を監査対象とした。

健康福祉部障害福祉課

3 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年1月23日に請求人の陳述を聴取し、請求書の内容説明を受けた。

その際、四日市市職員措置請求書に記載した請求する措置の内容のうち、「支援費の差し止めを求める」及び「障害福祉課職員の背任行為に対して処罰を求める」の2点については、今回の請求内容から取り下げるとの申出があった。

4 関係職員の陳述及び証拠の提出

令和7年2月6日、市長は、弁明書及び証拠書類を提出した。令和7年2月10日に、弁明書等の内容を基に、上記2の監査対象部局所属職員（部長及び課長等）から陳述を聴取した。その内容は、以下のとおりである。

(1) 本案前の弁明

請求人は、本市が協会に不正請求分の返済を求めるとしており、本市の支援費として支給した金銭の返還を求めるものと解されるが、協会は施術者の委任を受けて、支援費を本市に請求しているのみであり（四日市市はり・きゅう・マッサージ事業支援費支給要綱（以下、「要綱」という。）第5条）、支援費は本市から各施術者に対して直接、支払われている（要綱第6条）。

よって、仮に支援費の不正受給があったとしても、支援費は各施術者に対して支

払われているため、返還を求める相手方は各施術者であり、協会に対する返還請求はできない。

したがって、協会に対して不正請求分の返済を求めるとした住民監査請求は、措置要求の内容として不適法であり、却下されるべきである。

(2) 請求の理由に対する弁明

ア 「1回の施術に対して1枚のみ使用できる利用券について、2枚の使用を勧められ、そのうちの1枚が実際に施術行為を受けていない日付で請求されている」、「施術者から1回で複数の利用券を使用できるなどの不正行為の誘導を受けている」との主張について

請求人の主張は、概要、①要綱上、1回の施術に対して1回の利用券を使用できるが、特定の施術者が、1回の施術に対して2枚もしくは3枚の利用券の使用を勧められたこと、②そのうちの1枚の利用券を施術者が施術をしていない日付で本市に対し支援費を請求しているので、その支援費を協会から返還を求めるというものである。

本市では、請求人が主張する利用券（0030 07及び0030 08、0030 09及び0030 10）の各2枚の利用券を使用した際の施術者（以下、「施術者A」という。）に対し、令和7年1月24日、事実関係の調査を行った。

その調査の際、施術者Aは、利用券の施術日の記入が、実際の施術日と一致しないことは認めたものの、1回の施術に対して2枚以上の利用券の使用を利用者に勧めることはしていないとの主張であった。

本市としては、要綱に基づく支援費の支給に対し、「不正な行為があったとき」（四日市市補助金等交付規則（以下、「補助金等交付規則」という。）第16条第1項第4号）には、補助金等の交付の決定を取り消し、支給した補助金等の返還を求めることになるため、請求人の主張及び施術者Aの主張を踏まえ、支援費の支給に対し「不正な行為があったとき」に該当するかの検討を行った。

確かに、施術者Aは、利用券の施術日の記入が実際の施術日とは異なることを認めたものの、利用券の対象となる施術が健康保険等の適用されないものであるため、カルテ等に施術の日や施術内容が正確に記録されていないことがあること、また、施術者には視覚障害があるため、利用券の施術月日は施術施設の職員や親族が記入することが一般的で、施術日に利用券の施術月日を記録しないこともあること等を考慮すると、利用券の施術月日を実際の施術日と誤って記入することもありうることであり、また、そのような誤記入が悪意をもって行われたということも困難である。

そもそも、当支援費の制度は、本市が視覚障害者の就業及び社会参加を推進することを目的としており（要綱第1条）、支援費の対象者が視覚障害を有する者であることを前提としていることからすれば、施術日と利用券の施術月日が合致することが望ましいものの、実際にマッサージ等が施術されていれば、支援費を支

給することが妥当であると解される。

また、1回の施術に対して2枚以上の利用券の使用を利用者に勧める言動は、要綱第2条第5項に反することになるが、施術者Aはそのような言動があったことを明確に否定し、施術者Aからは請求人に対してそのような言動を行ったことを推測させるような言動は伺われなかった。

よって、利用券の施術月日の記入が実際の施術日と異なる事実のみをもって「不正な行為があったとき」には該当しないものと解される。

イ 「異なる施術日での請求が行われている」との主張について

四日市市職員措置請求書3頁、1. 請求の要旨 追加記述にて、前記と同様の主張がなされているため、利用券(0030 06)を使用した際の施術者(以下、「施術者B」という。)に対し、令和7年1月22日、聞き取り調査を行った。その際の施術者Bの説明内容は施術者Aと同様のものであり、施術日と利用券の施術月日が異なることがありうるとしても、やむを得ないところが伺われる。

よって、前記と同様に、利用券の施術月日の記入が実際の施術日と異なる事実のみをもって「不正な行為があったとき」には該当しないものと解される。

ウ 「こうした点について障害福祉課に相談を行っているが対応されず」との主張について

請求人は、本件措置請求を行う前から障害福祉課に利用券の不正使用がある旨の主張をしていたが、不正使用の具体的な内容や施術者については、職員から質問しても回答してもらえなかったため、本市障害福祉課は、不正使用の内容について個別に対応はできなかった。また、協会に利用券の不正使用について問い合わせたが、協会も不正使用については把握していなかった。そのため、協会を通じて施術者に対し、利用券の適正な使用を呼びかけてきたところである。

よって、本市障害福祉課としては、請求人の相談に応じ、適切に対応してきたところである。

エ 「情報公開請求において、書類の順序が作為的に入れ替えて開示されるなどの妨害を受けている」との主張について

本市では、利用券を施術者毎にまとめ、協会からの請求書との内容の確認をし、保管をしていた。そのため、請求人からの利用券の情報公開請求があった際には、その施術者毎の利用券をコピーし、開示に応じていたため、書類の順序は時系列には並んでおらず、施術者毎になっていた。

よって、本市が特段書類の順序を作為的に入れ替えて開示するといったことはしていない。

オ 結論

以上のとおり、請求人の主張のうち、利用券の施術月日と実施日が異なることがあったとしても、その事実をもって、補助金等交付規則に基づき、支援費の交付決定を取り消し、支援費の返還を求めることはできないため、請求人の請求は認められない。

よって、本件措置請求は棄却されるべきである。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

(1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 支援費制度の概要

(ア) 制度概要

要綱及び関係職員から提出された制度概要の説明資料によれば、当制度は70歳以上の高齢者及び重度の肢体障害者（身体障害者手帳1・2級に該当する者）が、協会が指定した施術者が行うはり・きゅう・マッサージの施術を受けた際の費用の一部を支援することによって、視覚障害者の就業及び社会参加や、対象者の健康維持を図ることを目的とした制度であるとされている。

当制度を利用して施術を受けようとする者（以下、「利用者」という。）に対して、市は1年度につき10枚の利用券を交付する。なお、利用券の使用可能な期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの期間である。

利用者は、施術を受けた際に施術者に対して利用券を1枚提出することで自己負担額が減少する。施術者は、提出された利用券を添付して市に請求を行うことで、公費の支援を受けることができる。

(イ) 制度開始の経緯

関係職員から提出された資料によれば、制度開始の経緯の概要は以下のとおりである。

もともと比較的高額な施術費用に対し、はり・きゅう・マッサージの施術を希望する人が、利用に関し躊躇することがあり、施術費用（利用者の負担）が低廉となれば、潜在的な利用希望者がはり・きゅう・マッサージの施術を受けやすくなると考えられた。

しかしながら、施術者が施術費用を減額すれば利用回数は増えるものの、一方では施術費用の減額が施術者の収入減を招くこととなったり、あるいは同じ視覚障害者施術者間で施術費の価格競争が生じたりすることで、かえって視覚障害者の生活を圧迫しかねないという点も問題と考えられた。

そこで、当時（昭和55年）の市長、協会、担当所属間で協議のうえ、最終的に「はり・きゅう・マッサージに係る利用者の施術費用（自己負担）を施術者が下げる分を、市が一部補填する」という合意がなされ、この制度が始まった。

なお、施術者の事務負担や請求事務処理の合理化の観点から、請求につい

ては協会一任となっている。

(ウ) 使用方法と施術料

協会が指定した施術者によってははり・きゅう・マッサージの施術を受けるとき、利用者は利用券を使用することができる。市と協会との協定において、利用券1枚の提出と自己負担額の支払いで施術を行うとしており、1回の施術で使用できる利用券は1枚のみとしている。

利用券を使用した際の、利用者の自己負担額は、以下のとおりである。

① はり・きゅう又はマッサージのいずれかの施術（各4,000円）を受けた場合：2,000円

② はり・きゅう及びマッサージの両方の施術（5,500円）を受けた場合：3,000円

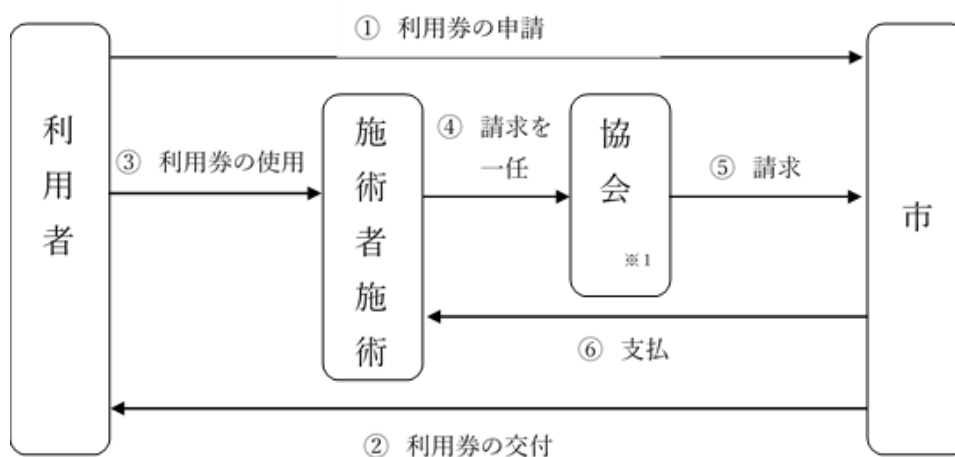
※施術料は協定で定めており、どの施術者でも共通の価格である。

なお、利用券1枚に対する公費負担額は1,000円である。

(エ) 請求・支払方法

施術者は協会に請求を一任しており、協会から利用券と支援費請求書の提出が四半期ごとにある。提出があった利用券は障害福祉課において記載内容や枚数を再確認し、枚数に応じて施術者指定の口座に支援費を振り込んでいく。

関係職員から提出された資料によると、制度全体の流れは以下のとおりである。



※1 四日市市視覚障害者協会

イ 利用券の使用方法の周知

(ア) 利用者に対して

障害福祉課の窓口で利用券を交付する際に、利用案内を提示しながら口頭にて使用方法を説明している。また、四日市市ホームページや広報よっかいちで案内を行っている。

(イ) 協会に対して

協会で年1回開催される総会に障害福祉課の職員が出席し、利用券の適正使

用について周知している。

(ウ) 施術者に対して

協会が作成する規約に記載されており、規約改定の際には、会員に配布されている。

また、協会の総会場で、障害福祉課の職員が周知を行っている。

ウ 監査請求対象となる公費の支出

請求人が不正請求であると主張する2,000円分の支援費については、令和5年度第4四半期分の支出に含まれる。当該支出にかかる請求については、利用者から提出のあった利用券とともに、支援費請求書が協会から提出され、市は令和6年4月12日に請求書等を受理している。その後、支出にかかる決裁が行われ、同月18日に各施術者指定の口座に振り込まれている。

エ 施術にかかる不正請求

施術にかかる不正請求については、請求人の主張と関係職員の弁明内容に相違がある。そのため監査委員が認定した事実としては、双方の主張及び弁明を併記する。

(ア) 請求人の主張

請求人外井智廣氏は、かねてより支援費制度における施術所での利用券の使用実態について、本来定められたルールを逸脱した不正な使用勧奨が行われていたと主張している。具体的には、特定の施術所において、本来1回の施術につき1枚しか使用が認められていない利用券について、複数枚の使用ができると利用者に勧め、こうして利用者から提出された利用券を添付して支援費の請求を行っているというものである。

この実態を明らかにするため、請求人前田和子氏は令和6年3月4日及び同月18日に特定の施術所で実際に施術を受け、その際に敢えて施術所の勧めに従い、1回の施術で2枚の利用券、計4枚を提出した。その後、四日市市に対して支援費の支出に関する情報開示請求を行った結果、前田氏が提出した利用券が、実際に施術を受けていない日に施術があったものとして、施術者から施術費の請求時に提出されており、請求に不正があると主張している。

(イ) 関係職員の弁明

当該制度を所管する障害福祉課は、今回の住民監査請求を受け、請求人が不正を主張する施術者に対して実態の聞き取りを行った。その結果、施術者は、実際の施術日と請求時に添付する利用券に記載する施術日が異なる場合がある旨は認めたものの、1回の施術に対して利用券が1枚しか使用できない旨のルールは承知しており、複数枚の使用を利用者に勧めることはしていないと主張しているとのことであった。

こうした聞き取りを踏まえ、障害福祉課としては、施術日と利用券に記載する施術日が合致することが望ましいものの、施術者は視覚障害者であり、施術時に利用券の施術日を記載できないことや、請求時の記載を施術所職員や家族

が行うことが一般的であることなどを勘案すると、悪意を持って誤った日付の記入がなされたと結論付けることは困難であると判断することである。

また、施術者は1回の施術に対して複数枚の利用券の使用を勧める言動を明確に否定していることから、こうしたことが行われていたと判断することはできず、不正な請求には該当しないと弁明している。

(2) 監査委員の判断

ア 本件措置請求の趣旨について

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実（以下「財務会計上の行為」という。）について、住民が監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、是正等に必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計上の行為自体が違法又は不当であるか否かが監査の対象となる。

本件措置請求において、請求人は、支援費の支給において、協会を通じて施術者から請求された内容に事実と異なる不実記載があり、それに基づいて補助金が支払われていることから、当該公金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為にあたり、市長は支払った支援費2,000円について、協会に対し返金請求する措置を講じるよう請求しているものと解される。

したがって、本件においては、協会を通じて施術者から請求された内容に事実と異なる不実記載があるといえるか否か、また、財務会計上の行為そのものの違法性又は不当性について、以下検討する。

イ 市が協会を通じて施術者から請求された内容について

請求人は、本来、1回の施術に対して1枚しか使用できない利用券を、施術者から誘導され、1回の施術に対して2枚使用したと主張する。しかし、請求人が実際に施術を受けたとする令和6年3月4日と同月18日の施術日を裏付ける根拠資料は提出されていない。

一方で、関係職員が施術者に対し事実関係調査を行ったところ、利用券への施術日の記入が実際の施術日と異なる場合があることが判明した。しかし、施術者は視覚障害者であり、施術時に利用券の施術日を記載できないことや、請求時の記載を施術所職員や家族が行うことが一般的であることなどを勘案すると、誤記入が悪意を持って行われたということは困難であると関係職員は弁明する。加えて、施術者は1回の施術に対して2枚以上の利用券の使用を利用者に勧めることはしていないという弁明をしている。このような施術者や関係職員の弁明が著しく不合理とまではいえない。

以上のことからすると、請求人、施術者に聞き取りを行った関係職員のいずれの主張も裏付ける事実がともになく、請求された内容に事実と異なる不実記載の有無については、請求人、関係職員のどちらの主張もこれを合理的に裏付けられたとまでは認められない。

ウ 財務会計上の行為について

協会は施術者から提出された利用券を取りまとめて市に請求を行っている。市は協会からの請求に基づき、提出された請求書及び利用券の記載内容や枚数等を確認して公費の支出を行っており、支援費の執行にあたっては、地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項に基づく予算の執行における必要最少限度の支出をすべき注意義務に対する違反があるとまでは認められない。

なお、市に対して請求を行ったのは、協会であるものの、支援費の支出先は各施術者となっているため、協会へ返済を求めることは適当でない。

エ 結論

以上検討したところからすれば、当該財務会計上の行為である、支援費の予算の執行にあたっては、利用券に記載する施術日に誤記入はあるものの、公費の支出は規定のとおり行われており、その手順に誤りはなく、地方財政法第4条第1項及び地方自治法第2条第14項に基づく予算の執行における必要最少限度の支出をすべき注意義務に対する違反があるとまでは認められず、違法又は不当であるということはない。

よって、本件措置請求については、これを棄却する。

3 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長に対し、次のとおり意見を述べる。

○当制度の適正運用について

当制度は、開始から相当な期間が経過する中で、所期の目的達成や時代の変遷への対応等さまざまな観点で改善の必要があると思われる。自由診療でカルテの作成や保存の法的義務はないとはいえ、施術者を守るためにも領収書等何らかの記録はあってしかるべきと考えられる。今後は、公費支出の費用対効果を考慮して、制度が効果的に機能する流れにするよう努めるとともに、公費支出における疑念を招くことがないように、制度の適正運用についての一層の周知を図ること。